

1992年欧州統合の対外的側面

——欧米日の相互関係への影響

重 原 久美春

1. 序文と要約
2. 92年欧州統合が EC 域外貿易に及ぼす影響
3. 92年欧州統合が対外金融面に及ぼす影響
4. グローバルな統合のより良い枠組作りを目指して

1. 序文と要約

EC 12か国は、1992年12月31日をもって、域内障壁のない一つの地域に統合され、域内における財、サービス、労働、資本の自由な移動が実現する。92年欧州統合の域内への影響については、数多くの研究がなされているが、EC の対外政策や欧米日の相互関係については、系統だった研究は殆んど行われていない。実際、欧州単一市場の利益に関するいわゆるチェッキニー (Cecchini) 報告 [1988] でも、1992年の EC 経済に関する EC 委員会の補足報告 [1988] でも、92年欧州統合の対外的側面については分析が行われていないのである。

EC 委員会が92年欧州統合の対外政策について若干の一般的な説明を公表したのは、単一ヨーロッパ議定書 (Single European Act)

の策定から3年たった1988年末であった。これは、EC の要塞化を懸念していた EC の貿易相手国をある程度安心させはしたが、EC 当局が公言している相互主義 (reciprocity) の現実の運用、そして現地調達主義 (local content)、反ダンピング政策等の個別問題に関して、EC が具体的にどのような政策を採ろうとしているのかについての不安はまだ解消されていない。

ここではこのような論争的となっている個別問題については深入りせずに、92年欧州統合が欧米日の相互関係に影響を及ぼしそうな政策分野を概括的に考察することにする。まず2.では、欧州単一市場の対外貿易の側面について分析を行い、EC 域外との貿易と対外直接投資に対する政策的インプリケーションを考察する。次に3.では、92年欧州統合に伴う対外金融面での問題を考察する。それと

本論文は重原久美春が執筆した論文 "External Dimension of Europe 1992: Its Effects on the Relationship between Europe, the United States and Japan" を邦訳したものである。原論文は、1990年8月31日～9月2日の間リスボンで開催された欧州経済協会の年次大会における「EC 統合の諸問題」に関するパネル・ディスカッション (司会イタリア銀行 Padoa-Schioppa 副総裁) の席上、筆者が前 OECD 一般経済局長としての経験も踏まえ、標題のテーマで基調報告を行うために作成された (Princeton 大学 "Essays in International Finance" シリーズの一つとして公刊の予定)。

いうのも、チェッキーニ報告では、金融サービスの自由化が欧州単一市場の経済的利益を増進させるのに主要な役割を果たすとされているからである。4.では欧米日3極間のより良い関係を求める努力の必要性について検討し、更に、3極が所属する国際機関を通ずる政策協調の対象となるべき一連の課題について言及する。

あらかじめ主要な結論を要約すると以下のとおりである。

- (1) ECの域外に対する保護主義の度合が平均的にみて現状よりも強まらないとしても、域外から域内への貿易転換 (trade diversion) は92年欧州統合の結果として避け難いものである。日米その他のEC貿易相手国が、92年欧州統合から利益を得るか否か、その程度がどうなるかは、ECの統合に伴う付加的な域内経済成長によって、貿易拡大がどの程度生じるかに決定的に依存する。またそれは、ECの保護主義政策の成り行きにも大きく左右される。
- (2) EC諸国の国内産業再編成を困難にするような国内政治面での障害が生じる可能性がある。マクロ経済の状況が悪化しはじめたような場合は特にそうであろう。こうした状況の下では、保護主義の度を引上げないとのEC委員会の宣言に従った貿易政策を維持することも困難となるかもしれない。保護主義の高まりを防ぐことを目的とした多国間相互監視 (multilateral surveillance) をより効果的に行うためには、非関税障壁の形をとった保護政策措置に関する透明性を高めることが必要である。
- (3) EC域内の製造業における効率性の向上は主に規模の経済 (economies of scale) に

よって生ずるとみられるが、金融市場統合に伴う経済的利益の向上は、規模や範囲の経済 (economies of scale and scope) というよりも、金融機関相互間の競争の増大によって生ずる面が極めて大きいと言えよう。こうした分析からすると、EC域内における日米の金融機関による自由な金融サービスの提供がECの経済的利益を増進させる、との考え方は益々説得的なものとなる。

- (4) 国際的な競争圧力の増大によって金融システムの健全性が損なわれてはならない。また税体系の各国間の不統一が国際的な投資・貯蓄の適正配分を歪めてはならない。この点、関係当局のより密接な協力と協調が必要である。
- (5) 長期的にみれば、相手先を限定せずに全方位 (erga omnes) の原則に従って貿易および資本の自由化を進めることは、それが多国間の協調によって行われるものであれ、単独国によって個別に行われるものであれ、全ての国に利益を及ぼすことになる。欧米日は、世界的な市場統合のため、よりよい多数国間の枠組み作りに協力すべきである。

2. 92年欧州統合がEC域外貿易に及ぼす影響

92年欧州統合の結果として、域外から域内への貿易転換が生ずることは避け難い。それは、現在少なくともECのいくつかの市場で輸出競争力を有している域外の低コストの生産者が、92年以降、EC域内の貿易障壁の撤廃の恩恵に与かる域内の比較的高コストの生産者によって、欧州単一市場から追い出される結果となるためである。たとえECの保護主義の程度が、EC委員会のいうように、92

年以降強められることがないとしても、貿易転換は発生しよう。

EC域外の生産者にとって最大の問題は、この貿易転換効果が、92年欧州統合に伴うEC域内経済成長の上昇が生み出すEC域外国からの輸入拡大効果によって、どの程度相殺されるのかということである。EC委員会[1988]は、92年統合の結果、EC域内のGDPが、中期的には平均4.5%ほど増加すると推計している(第1表)。この付加的な所得増加幅とEC域外からの輸入の所得弾性値1.5(金融研究所の推計)とから簡便な計算を行うと、EC域内の経済成長の高まりが域外からの輸入を6.7%増加させるということになる。一方、EC委員会の研究によれば、貿易転換効果は、ならしてみると、EC域外からの輸入額の9.1%に達すると推計されている。これらの推計結果は、①92年欧州統合の結果としてのEC市場拡大を通ずる域外からの輸入増加、②貿易転換、という相反する二つの効果の結果として、EC域外からのECの輸入が2.4%減少するということを示唆している。

委員会の付加的な所得増大の推計は、92年欧州統合が資源配分に及ぼす1回限りの効果に関するチェッキーニ報告の分析結果(第2表)から導き出されたものであるが、

Baldwin [1989]は、技術革新と設備投資の増加を通ずる動態効果(dynamic effects)をも加味した推計を行っている。彼は、Romer [1983]達の“新成長理論”を応用し、92年欧州統合がECの生産と所得の長期成長率を更に0.2~0.9%高めると主張している。そうであれば、上記のEC市場の拡大を通ずるEC域外からの輸入増加効果はそれだけ大きくなるだろう。

92年欧州統合が、対外貿易の面で、ECの貿易相手国に与える影響の地理的分布については、Stoeckel [1990]らが分析している。彼らの世界経済モデルを用いたシミュレーションによれば、92年欧州統合に伴う国際競争力の向上がそのまま貿易バランスの改善に反映されるようにECのマクロ経済政策がとられたとすると、北米の対EC向け輸出は362億ドル(1988年価格)、日本のそれは216億ドル、それぞれ減少する(第3表)。他の貿易相手国では、韓国、台湾、香港、シンガポールの輸出が総額で75億ドル減少するのを除けば、殆んど影響がない。一方、ECの貿易バランスを変化させない範囲で拡張的なマクロ経済政策が採られ、ECの内需が増大すると想定した場合には、日本の輸出はなお7億ドルの減少となるが、北米の輸出は21億ド

第1表 1992年EC統合のEC経済に及ぼす中期的効果の推計

	EC国内総生産の増加率(%)
①国境規制の撤廃の効果	0.4
②政府調達市場の開放の効果	0.5
③金融サービスの自由化の効果	1.5
④規模の経済と生産性の拡大—— サプライサイド効果	2.1
総合効果(平均) (カッコ内は最低—最高)	4.5(3.2—5.7)

(資料) Commission of the European Communities, “Economics of 1992”, European Economy, No.35, 1988.

金 融 研 究

第2表 1992年 EC 統合に伴う利益の推計

	(単位・10億 ECU)	EC 国内総生産に占めるウエイト(%)
貿易障壁の撤廃に伴う利益	8-9	0.2-0.3
生産障壁の撤廃に伴う利益	57-71	2.0-2.4
障壁撤廃の利益合計	65-80	2.2-2.7
規模の経済	61	2.1
競争の増大	46	1.6
市場統合の利益合計	61 - 107 (最小)(最大)	2.1-3.7 (最小)(最大)
総利益		
- EC12か国合計(1988年価格)	174-258	4.3-6.4
- 同中間値	216	5.3

(資料) Cecchini [1988]

第3表 1992年 EC 統合の地域別影響の試算

1988年価格による変化幅(単位・10億ドル)

		EC の貿易収支が改善するケース			EC の貿易収支が不変のケース		
		国内総生産	輸 出	輸 入	国内総生産	輸 出	輸 入
E	C	230.8	88.3	-80.3	230.8	20.0	11.8
北	米	-20.8	-36.2	-25.3	5.4	2.1	2.7
アジア太平洋		-12.3	-33.5	-31.7	-0.3	-0.2	0.5
日	本	-17.7	-21.6	-7.6	-2.0	-0.7	-0.4
オーストラリア		1.2	-0.7	-1.5	0.6	0.3	0.2
中	国	0.2	-1.4	-2.1	0.2	0.0	0.4
イ	ン	0.4	-0.7	-1.3	0.2	0.1	0.1
台湾・香港・		-0.8	-7.5	-6.7	0.0	0.0	0.0
シンガポール・韓国							
アセアン		3.9	-1.1	-11.6	0.6	0.0	0.1
その他のアジア		0.5	-0.4	-0.9	0.1	0.0	0.1
世	界	197.6	18.7	-137.2	235.9	21.9	14.9

(注) アセアンはシンガポールを除いたアセアン全地域。計数は1988年基準値からの変化幅を示す。

(資料) Stoeckel et al., "Western Trade Blocs: Game, Set or Match for Asian-Pacific and the World Economy?", Centre for International Economics, Canberra, 1990.

ル増加する。

こうした研究で示されている計数には、かなり不確実な要素が含まれている。実際の貿易の動きは、ECの対外政策が実際にどのようなものになるかによって、大きく変わらう。しかも、その対外政策の成り行きが明確になっているとはとても言い難い。この点に関して、少なくとも次の三つの基本的な問題について議論を詰める必要がある。

第1の問題は、EC域内において産業再編成がどのように進行するのかということに関するものである。EC域内の産業部門が効率性と競争力を高めるうえで最も必要なことは、規模の拡大を達成することである。そのためには、企業数が削減されねばならない。こうした再編成が不可欠であることは次のような事例が端的に示している。すなわち、EC域内には電気機関車製造メーカーが16社、産業用ボイラーメーカーが12社存在するのに対し、米国ではそれぞれの業種につきわずか2社が存在するにとどまっている。EC委員会が92年欧州統合によってもたらされる経済的利益を推計するにあたって採用した一つの極端な前提は、EC域内に現存する739社の履物メーカーのうち207社が消滅するというものであった。SmithとVenables [1988]のシミュレーションによると、英国では履物メーカー65社のうち46社が消滅すると見込まれている。再編成の過程においては、他の産業部門でも、消滅する企業数が相当数に上ることは避けられまい。これに伴う痛みは大きなものとなるかもしれない。

消滅する企業が多数に上りそうな加盟国や地域においては、利害の衝突を少なくしよう

とする短期的な社会的・政治的要請によって、より長期的なマクロ経済的観点の考察が二の次にされてしまう危険性がある。およそ民主主義の国であるならば、産業再編成の過程で急激に生ずる所得分配の大きな変化に対して、選挙民のもたらす反応が政策決定に影響を及ぼす、というのが政治的現実の姿である。EC域内において消滅の危機にある企業が、国際競争の圧力をますます強く受けるような場合—とくにECのマクロ経済の状況が悪化しはじめたときはなおさらのこと—保護主義的な手段で域外の生産者に対抗すべきである、とする議論が出てきやすい。そのような環境の下で、EC委員会が公表している「ECの域外に対する保護貿易の程度を先行き強めることはない」との方針を堅持するためには、不屈の勇氣と頑固さが必要であろう。

第2の問題は、現在の状況の下では、各貿易相手国にとって保護貿易措置の実効性がどの程度のものであるのか、全くはっきりしていないという事実に関するものである。一連の多国間貿易交渉によって、工業国における貿易障壁としての関税の役割は—1980年以降こそかなりの工業国において関税引下げのペースが低下しているとはいえ—戦後を通じてみると著しくその重要度を低めている。輸入金額に対する関税収入額の比率は、米国の場合80年3.08%、85年3.53%であり、日本のそれは80年2.46%、85年2.42%であった。¹⁾ EC諸国におけるこの比率は、新規加盟国を除いたベースでは、EC域内貿易に適用される低率関税のおかげで、両年とも米国および日本を若干下回っている。もっとも80年から85年にかけての低下は概ね緩やかなものと

1) 1989年1月における日本の適用平均関税率は1.9%であった。

どまっている。

周知のとおり、平均関税率のデータは保護貿易の程度を示す完全な指標でない。それというのも、近年、輸出自主規制、ダンピング防止行為、産業補助金といった非関税障壁が重要性を高める傾向が看取されているからである。UNCTAD [1988] によれば、工業国において非関税障壁の対象となっている非燃料輸入が非燃料輸入全体に占める割合は、1981年の19%から87年には約23%へと上昇している。IMFスタッフの研究 [1988] によれば、EC市場を保護するための対EC輸出規制措置の数は88年5月時点で138であったが、これに対して対米国のそれは62であり、また対日本のそれは13であった（第4表）。同研究はまた、EC諸国が既に92年欧州統合に向けての準備を行っていた時期にあたる調査期間中（87年9月～88年5月）に、ECの保護主義的な措置が著しく増加したと指摘している。

勿論、こうした数字だけでは、ある部門に対する保護がどの程度実効を挙げているのかということ把握するには役立たない。しかしながら、こうした数字は、保護主義の程度を引上げることはない、というEC委員会の方針が信頼に足るものかどうかについて、EC域外の貿易相手国の懸念を強めるうえでは十分なものである。困難なことかもしれないが、主要な貿易相手国における保護主義の“実効度”（effective degree）について数量化しようとする努力を強めていかねばならない。²⁾そうした努力のなかには、例えば、日本には行政機構の複雑さや制限的な企業慣行

といった実態の判然としない障害があって、これが外国企業の日本国内市場へのアクセスを困難なものにしている、という欧米諸国でよくみられる主張—これはしばしば日本製品に対する障壁を正当化する根拠として用いられる—に関する徹底的かつ客観的な吟味も含まれよう。

第3に、ECの貿易政策の成り行きによっては、直接投資の国際的な流れに歪みが生じ、本来市場で決定されるべき資源の望ましい配分が阻害される恐れがあるということである。すでにEC域内で活動している米、日、その他EC域外諸国の企業の子会社は、EC諸国の企業と同様に、92年欧州統合によって恩恵をうける筈である。Peck [1989] は、米国企業の多くが、すでにEC諸国内で基盤を確立し、EC全域にわたる販売・生産戦略を打ち立てているため、92年欧州統合から利益を得るうえで欧州の企業よりも有利な立場にある、と指摘している。Lipsey [1990] が報告している最近の調査によれば、大方の米国企業は、92年欧州統合に備えてEC市場へ新規参入するために、直接投資に拍車をかける必要性をさほど感じていないという。92年に向けては、米国企業による新規進出というよりも欧州諸国内における既存子会社のM&Aという形態で対応が進むとみられている。

一方、EC域内における日系企業の進出状況は、米国企業のそれに比べるとまだはるかに限られたものである。とは言え、日本のECに対する直接投資はここ数年拍車がかかっている。日本の通産省が最近行った調査

2) この点、農業保護の程度に関しては、OECDが量的指標を既に開発しており、同様の量的指標を産業分野に適用する試みも行われている。

1992年欧州統合の対外的側面

第4表 1987-88年の輸出規制措置

	1987年 9 月	1988年 5 月	1987年 9 月 ～88年 5 月の 公表増加数
輸出規制措置総数 ¹⁾	135	261	126 ²⁾
業 種 別			
鉄 鋼	38	52	14
農 業 ・ 食 料 品	20	55	35
自動車・輸送部品	14	17	3
織 維 製 品 ³⁾	28	72	44
電 気 製 品	11	19	8
履 物	8	14	6
工 作 機 械	7	7	—
そ の 他	9	25	16
保護対象市場別			
E C	69 ⁴⁾	138 ⁵⁾	69
米 国	48	62	14
日 本	6	13	7
その他工業国	12	47	35
東 欧	—	1	1

(資料) Kelly et al. [1988]

- (注) 1) 輸出自主規制、市場秩序維持協定、輸出予想、基本価格制度、産業間協定、差別輸入制度を含む。多国間繊維取決めにに基づく規制は除く。
- 2) 公表された増加数のうち、ほぼ半数は1988年以前に実施されたものであるが、88年に入ってから GATT によって公表されたものである。
- 3) 多国間繊維取決めにに基づく規制は除く。
- 4) EC 加盟各国が参加する20の協定を含む。
- 5) EC 加盟各国が参加する51の協定を含む。

[1990]によると、対 EC 直接投資の増大を目論んでいる日本企業は、92年市場統合を通ずる EC 市場の高い成長に対する期待と EC 域内での保護主義圧力の高まりに対する懸念という、相反する二つの気持を抱いている。日本の直接投資増大の動きに面して、これに反撥する動きが EC 内のいくつかの国で見られる。一部の国では、現地調達条件が課さ

れており、Andersson [1989] など欧州人のなかにも、これが EC 域内で製造される日本製品の質の低下を招くとの懸念が示されている。米国政府は、EC の日本車輸入規制は—それが1992年の域内統合に伴う一時的な経過措置であっても—米国製の日本ネーム・プレート車に対しては適用されるべきではない、という見解を表明している。同時に米国

政府は、ECの自動車政策が、米国の自動車部品製造メーカーによるEC域内の部品工場建設を人為的に (artificially) 誘導するようなものになってはならないとも述べている。

3. 92年欧州統合が対外金融面に及ぼす影響

通貨・金融統合に向けてのECの動きは、自由な資本移動、金融サービス提供の自由、欧州通貨同盟の創設という、独立してはいるが相互に関連性を有する三つの構成要素から成り立っている。前2者はいずれも92年末までに欧州単一市場を完成するために必要なものであるが、通貨同盟の方は、第1段階のあと、どのようなスケジュールと形態をとっていくのかについては未決定のままである。従って、本章では前2者の対外政策面でのインプリケーションについて検討し、通貨同盟についてはごく簡単なコメントを加えるにとどめる。

(1) 資本移動の自由化

EC域内における国際資本移動の自由化は、92年欧州統合にとって最初の重要な要素であり、合意されたデッドラインである本年7月1日以前に、すべてのEC加盟国（新規加盟数か国は除く）の共同作業として完全に履行されている。国際資本移動に対する規制が存在すると、投資・貯蓄性向を異にする諸国の間で、国内投資・貯蓄によって得られるリスク調整後の実質収益に乖離を生ずることになる。為替管理の除去は、実質貸出・借入金利の内外格差を縮小させ、これを通じて黒字国の貯蓄者はより高い実質金利を、また赤字国の企業はより低利の借入コストを享受できるようにする。92年欧州統合は、こうしたメカ

ニズムを通じてEC加盟諸国間における、より適正な貯蓄と投資の配分の実現に寄与する面もある。

自由な資本移動による経済的利益は、それがグローバルなベースで実現される場合には、EC域内に限定される場合よりも、なお大きいであろう。経常収支赤字国の企業が実質資本調達コストを低下させる可能性は、もしそれら企業がEC域内の黒字国においてと同様、域外の黒字国においても借入れが自由に許されるならば、より大きくなる。従って、EC理事会の指令が、全方位 (erga omnes) の原則による資本移動の自由化を謳っていることは極めて適切なことである。

(2) 金融サービス提供の自由化

EC域内における金融サービス提供の自由化は、92年末までに実施される金融市場の統合計画にとって、もう一つの重要な要素である。理論上、金融サービス提供に対する制限の撤廃によって得られる経済的利益は、基本的には、①金融機関間における競争の促進、②金融サービスの規模・範囲の経済、の二つの源泉から得られる。もし規模・範囲の経済が、経済的利益の主要な源泉であれば、金融機関の規模をたとえば合併等により拡大させたり、金融機関の営業活動の範囲を拡大させるような施策をとるべきである。他方、もし競争による効率性の増大が経済的利益の主要な源泉であるならば、EC域内外を問わず、競争相手となる金融機関の新規参入への障害を除去することなどにより、競争を更に促進するような施策がとられるべきである。従ってECの政策立案者にとって、金融市場の統合によってもたらされる経済的利益の源泉として、競争の増大、規模・範囲の経済、のど

ちらがより重要であるか、見定めておくことは極めて大切であろう。

しかしながら、チェッキーニ報告は、EC内における金融市場の統合によって得られる効率性の向上の源泉であるこれら要素のうちどちらが重要であるかという問題については、何ら明確な示唆を与えていない。最近になって Dietrich [1990] は、この問題について、若干の解明を試みている。彼は、EC 各国およびオーストリア、フィンランド、スウェーデンの非 EC 3 国の代表的な銀行に関するデータに基づき、それら銀行の業務活動には、規模の経済の存在を裏付ける証拠がないことを見出した。これは、金融サービスは多額の固定費用を伴うので、多数の顧客にこの費用を分担させることによって、規模の経済を発揮させることができるとした（計数的裏付けはないが）Capie と Wood [1989] の主張とは対照的である。しかし Dietrich の調査結果は、米国と日本における分析結果により即している。たとえば Benston、Hanweck および Humphrey [1982] は、1978年の米国の銀行データによって、規模の経済は、総資産が2,500万ドルを越えると極めて限定的となることを見出している。日本については粕谷 [1989] がおよそ同様の結論を出している。米国や日本の銀行データに基づいたこれらの研究は、米国や日本における範囲の経済の可能性は否定していない。しかし EC 諸国では、例えば西ドイツのように主要国で既にユニバーサル・バンキングが行われている事実を勘案すると、この源泉を通ずる追加的

な経済的利益は、極めて小さいと言ってさしつかえあるまい。

無論これらの研究成果の取扱いには十分慎重を期さなければならないが、EC において、金融市場の統合によってもたらされる経済的利益の多くは、競争の増大によって生じる筋合であることを示唆している。貸手・借手間の情報入手およびモニターコストの非対称性のために、外銀が EC 域内の地域経済発展の促進に果たす役割は限定されるかもしれないが、外銀、とりわけ米国や日本の銀行が現に EC 域内で活動しているだけでなく、EC 金融市場に新規参入する機会を持つことは、金融サービスの競争を促進し、EC 諸国に経済的利益をもたらすであろう。³⁾

同時に、欧州の銀行は、米国、日本、その他の地域において、銀行業務やその他の金融サービスの面で、より活発に競争をすることが慫慂されるべきであろう。また欧州の銀行は、ユニバーサル・バンキングの能力を活かし、投資のリスク調整済みでみた市場収益率が比較的高い地域（EC 内外を問わない）に非銀行部門の資本、とりわけ直接投資資本が流入しうよう、金融仲介者として、より活発な業務展開を行うことも慫慂されるべきであろう。欧州の銀行のこうしたグローバルな業務展開はまた、欧州の貯蓄者にも利益をもたらすであろう。

EC の対外政策のなかで、米国と日本の双方で関心と呼んだものの一つは、EC 市場において、金融サービスの提供者としての外銀が、1992年以降どのように処遇されるかとい

3) Montgomery [1988] は、EC 域内の地場銀行は、地域内の借手企業の評価と監視に当然強みを持っており、このことは EC 域内に、大規模なインターバンク取引や大企業取引を行うホールセール銀行、地域的な貸借を行う地方銀行が並存する二層の金融構造を生じさせる、と論じている。

うことであった。これは、米国と日本の金融機関が、単一市場実現への着手以前から欧州に多くの既得権を有していたこととも関係している（第5表）。米日の主たる関心事項は、第2次銀行指令の当初案に盛り込まれた「相互主義条項」についてであった。原案があいまいだったため、議論は一層混乱した。この条項

第5表 主要金融センターにおける外国銀行の支店、現法、事務所の数

		1980年	85年	89年
<u>日系銀行</u>				
支 店	ニューヨーク	22	25	37
	ロンドン	22	23	23
現 法	ニューヨーク	0	0	1
	ロンドン	1	2	8
事務所	ニューヨーク	4	6	12
	ロンドン	2	15	18
<u>米系銀行</u>				
支 店	ロンドン	41	42	32
	東京	22	21	21
現 法	ロンドン	14	10	13
	東京	0	1	6
事務所	ロンドン	21	13	7
	東京	14	15	10
<u>EC系銀行</u>				
支 店	ニューヨーク	43	64	69
	ロンドン	39	65	70
	東京	21	24	28
現 法	ニューヨーク	5	6	10
	ロンドン	8	14	5
	東京	0	0	1
事務所	ニューヨーク	49	38	33
	ロンドン*	35	35	29
	東京	38	40	41

（資料） ロンドンの外国銀行は The Banker 1980年11月、85年11月、89年11月号、ニューヨークの外国銀行は The Banker 1985年5月、89年6月号、東京の外国銀行は大蔵省・国際金融局年報による。

* 英系銀行を除く。

については、非 EC 諸国の銀行は、当該非 EC 国内において EC の銀行が認められている業務活動しか、EC 域内で行い得ないという、極めて制限的な相互主義（いわゆる mirror-image reciprocity）を打ち出しているのではないかと憂慮する者もいた。最終的にとりまとめられた EC の第2次銀行指令においては、非 EC 国の銀行が EC 市場内で享受しているものと同等の、「実効ベースでみた市場参入（effective market access）」を当該非 EC 国がその国内における EC 銀行の活動に関して与えていない、と見做せる場合はいつでも、EC 委員会はその状態を改善するための手続きを開始するか、もしくは場合により、EC 内における銀行免許の申請を制限ないし停止しうると規定されている。

相互主義の問題は、基本的には、EC 諸国、米国、および日本において異なった金融制度や規制が存在していることに起因する。1992年以降、EC 諸国においては、第2次銀行指令により、銀行は銀行免許を受けた本国（home country）で許可されているものであれば、証券業務を含む如何なる業務であれ、指令に列举され業務リストの中に存在するものである限り、進出先国（host country）の規制いかににかかわらず、進出先の市場でも営むことができる。こうした EC の戦略の結果、統合された EC 金融組織は、専門化した金融制度よりもむしろ、西ドイツ等いくつかの EC 加盟国で既に存在しているユニバーサル・バンキング制度に立脚することとなる。他方、米国および日本の金融制度は、より細分化されている。米国ではグラス・ステイーガル法によって商業銀行と投資銀行が分離されている。日本の金融市場は、独自の異なった機能を持ついくつかの種類の銀行が

存在しており、分化の程度は米国よりも大きい。

この点に関連し、米国と日本における外銀の取り扱いについて簡単に見ておくことは適切であろう。米国では、外銀の業務は内国民待遇の原則を採用している1978年国際銀行法により、連邦の規制に従うこととなっている。但しこの連邦規制を外銀に適用するにあたっては、州際預金業務や州際証券業務などに関して永久既得権 (grandfathering) を認めている。しかし、いくつかの外銀は、米国における州レベルでの規制によって差別的に取扱われていると指摘している。1980年代にいくつかの州は、自州の地方金融機関を買収するのであれば、他州銀行の進出を認めるという、地域的盟約 (regional compacts) の制度を導入してきた。しかし、州によっては、外銀にはこれら地域的盟約の利益の享受が認められていない。しかしながら、総じてみると、米国における外銀は、法制上も事実上も、連邦・州双方のレベルで内国民待遇を享受しているといつてよいであろう。

日本もまた、外銀に対して内国民待遇の原則を適用している。しかし特定分野においては、外銀は内国民待遇以上の利益を享受している。外銀は証券業務全般を扱う子会社の設立を許可され、また信託業務を行う子会社を所有し、買収することもできる。さらに政府は外銀が新規に国内支店を開設することについても柔軟に対応している。邦銀については、そのような子会社の設立は許可されていないし、また、支店の新規開設は政府の規制下にある。日本における外銀の市場参入は、事実 (de facto) の上でも、過去数年間で改善をみているといえる。

もちろん現在の段階では、1992年以降、

ECの相互主義に基づく内国民待遇が個別の案件に関してどのように適用されるのか明確でない。この間、米国では、金融のグローバル化のなかで米銀の国際競争力の低下に対する懸念が高まっているが、その競争力低下が、外国で課されている業務規制より、米国内での法制上の規制によって影響を受けている、との認識が強まっているようである。米国の多くのエコノミストは、州際業務に対する残存規制の撤廃が米銀の国際競争力の改善に資するとの見解を支持している。日本では証券業務子会社の設立によって銀行が証券業務を行うことを含め、国内金融制度を再構築する種々のアプローチの検討が目下進行中である。これらのアプローチに関する議論が、ECの銀行に証券業務を含む広範な活動を「単一銀行免許制度」の下で認めようとするECの第2次銀行指令によって、どのように影響されるかは、見定め難い。

いずれにせよ、EC、米国、日本の各市場において、外銀に対し相互主義的内国民待遇 (reciprocal national treatment) の原則を適用するにあたっては、内外金融機関間の自由競争がもたらす経済的利益の重要性を十分考慮に入れる必要がある。同時に、国内金融制度にかかる国際的な競争圧力の増大によって、その健全性が損なわれることのないように、監督当局間のより緊密な協力と協調が要求されよう。

(3) 欧州通貨同盟への歩み

資本移動の自由化と金融サービス提供の自由化は、1992年末までに欧州単一市場を創設する計画の二つの主要な要素であるが、一方、通貨同盟 (EMU) にいたる道程は確定していない。実際、この道程の第1段階は本年7

月1日に開始されたが、通貨同盟にいたる第2および第3段階のタイム・スケジュールや形態についてはなお議論の段階である。これらの段階がいかなる形態をとるにせよ、EMUにおける金融政策の決定の仕組みを検討するにあたっては、物価の安定が最優先の政策課題として位置づけられるべきである。1979年に始まった欧州通貨制度（EMS）の運営は、西ドイツが自国の物価安定目標を独自に設定し、加盟国のなかで最低のインフレ率を達成すべく金融政策を独立的に運営する一方、他の加盟国はその金利政策を、対ドイツマルクの為替レートが安定するよう調整してきたという意味で、非対称的であった。この非対称性が他の加盟国のインフレ率をドイツなりに抑制することにどの程度寄与してきたのか、またそれがEMUにおける金融政策決定の仕組みの検討にどのような意味を持つのかは、注意深く分析するに値しよう。とにかく、EMSの経験に照らして明白なことは、明確に提示された物価安定目標に対する確固たる公約が、EMUへの信認にとって極めて重要であるということである。物価安定を重視したEMUの存在は対外的にみても有益であろう。それは、米国および日本の中央銀行がインフレなき成長の達成維持に努める上でも、プラスとなるものであろう。

4. グローバルな統合のより良い枠組作りを目指して

「EC域外との貿易障壁を強化はしない」というEC首脳の声明にもかかわらず、ECの貿易相手国の間では、92年のEC統合は、欧州の“要塞化”をもたらすのではないかとの懸念が依然として残っている。Stoeckel [1990] らは、「要塞化された欧州」の経済効

果を、彼らの世界貿易モデルを使ったシミュレーションによって推計した。その推計結果によると、EC保護主義の強化によって、EC自体を含むすべての諸国と地域が損失を蒙ることになる。これとは対照的に、ECがEC域外諸国との貿易を自由化する政策を採用した場合には、世界経済にかなりの利益をもたらし、なかでも受ける利益が最も大きいのはEC自身となる。また彼らのモデルは、北米が対EC報復措置を採った場合には、主要貿易国のすべてが損失を蒙ること、北米やアジア太平洋地域諸国が一方的に自由化を行った場合、それら諸国の経済的厚生は増進すること、をも示している（第1図）。

これらのシミュレーションによる計測結果をそのまま額面通りに受け取ることはできないとしても、「貿易自由化措置は、それが単独国によって一方的に実施される場合であっても、利益をもたらすものである」という政策提言の大筋は十分に考慮されるべきであろう。事実、保護貿易が資源配分を歪め、競争を弱めることによってネットの社会費用をもたらすことは、膨大な量の実証分析によって示されている。確かにこの実証分析の大部分は完全競争市場を前提とした伝統的な比較優位の理論に立脚している。しかし、自由貿易を是とする主張は、規模の経済と不完全競争の重要性を強調する「新貿易理論」によっても必ずしも弱められることはないであろう。最近のOECDの報告書 [1989] は、不完全競争と規模の経済の存在によって、自由貿易から得られる潜在的利益が増加し、またその利益は、参入・退出が相対的に自由な部門において大きい、と結論づけている。

このような事情を勘案すると、以下に述べるようなグローバルな市場統合のためのより

第1図 EC および北米の保護主義化あるいは自由化に伴う損失・利益の推計
 —1988年 GDP の変化

(単位・10億ドル)

	北米の保護主義化 (報復関税)		北米の自由化	
EC の保護主義化 (欧州の要寒化)	E C -132		E C 42	
	アジア -18	世 界 -214	アジア 38	世 界 133
	太平洋		太平洋	
	北 米 -64		北 米 53	
EC の自由化	E C 37		E C 211	
	アジア 7	世 界 50	アジア 63	世 界 397
	太平洋		太平洋	
	北 米 7		北 米 124	

(資料) Stoeckel et al., "Western Trade Blocs: Game, Set or Match for Asian-Pacific and the World Economy?", Centre for International Economics, Canberra, 1990.

良い枠組み作りが緊急に必要と思われる。それが成功するかどうかは、基本的には、EC、米国、日本の3者すべてが協力して努力することに依っている。

① ウルグアイ・ラウンドで難航している諸問題の解決に成功し、保護主義の潮流を逆転させることは喫緊の課題である。EC、米国、日本及びその他貿易国の参加を得たGATTの場において、各国貿易政策の効果的なレビューを担当する機構を設けることにより、多角的貿易制度の枠組みを強化すべきである。

② 直接投資の一層の自由化を図ることによって国際貿易制度の強化を支援すべきである。OECDの資本移動自由化コードと内国民待遇取り決めにおいては、外国企業の対内直接投資と国内での営業活動を国内企業と同一ないし同等に扱うことが謳われており、OECDの域内ではこれによって対内直接投資による資本移動の自由化を促進す

る努力がなされてきた。本年5月開催のOECD閣僚理事会での要請に従い、OECDは内国民待遇取り決めに強化すべきであろう。更に、本年7月のヒューストン・サミットでG7諸国の首脳が表明した要望に従い、IMF、世銀、および地域開発銀行は、中・東欧諸国および開発途上国に適用される融資計画のなかで、これら諸国に投資の自由化を勧奨すべきである。

③ 各国の経済パフォーマンスを向上させる構造改革は、他国にも影響を及ぼす側面があることに鑑み、これらの改革は多国間監視のもとにおく必要がある。OECDは、過去数年、加盟各国の構造改革において優先して取りあげられるべき分野を確認するうえで、主要な役割を果たしてきた。ヒューストン・サミットにおいて、G7諸国の首脳は、OECDに対し、各国構造改革の監視および見直しの手続きを強化し、作業をより効果的に行う方法を見出すように要請し

た。92年欧州統合に向けての EC の動きや、日米構造協議のような 2 国間協議は、このような OECD の活動と整合的なものでなくてはならない。

- ④ 競争促進政策は、各国の構造改革を推進する手段として、EC 域内外で進められるべきである。89年の OECD 閣僚理事会に提出された報告書の中で、OECD 経済政策委員会は、競争促進政策の有効性が、国内補助金と保護貿易主義によって引続き脅かされていると述べ、内外企業を公平に扱い、産業補助金等の保護措置によって歪曲されない開放的な国際貿易制度を維持することの重要性を強調した。OECD 閣僚理事会の委任に従い、OECD は加盟各国で実施されている補助金計画措置についての透明度を高めるよう、さらに努力すべきであろう。
- ⑤ 金融市場については、加盟各国の自由化義務を、資本移動および金融サービスのすべての範囲まで拡大する OECD コードの改正案が最近出されたが、これによって自

由化が新たに促進されるべきである。92年欧州統合への EC の動きは、このコードに照らして引続き見直されるべきであろう。革新と競争とをもたらす金融組織の枠組みのなかで、その安全性と健全性を同時に確保するためには、各国はブルーデンシャル政策の分野でより緊密な協力と協調を行う必要がある。この分野では BIS が重要な役割を果たすべきであろう。

- ⑥ 自由な資本移動と、生産要素・財市場のグローバル化に伴い、各国租税政策の相違が国家間の投資・貯蓄の適正配分に歪みをもたらす可能性が一層拡大するかもしれない。各国税制の不均衡を縮小させるためには、関係当局間のより緊密な協力が必要となるだろう。

以 上

[日本銀行金融研究所長]

【参考文献】

- Andersson, Thomas, "EC 1992 and Its Implications to Asian Economies", Paper presented to the Bangkok Conference on the Future of Asia-Pacific Economies 8-10, November 1989.
- , "Antidumping, Direct Investment and Local Content Rules in the European Community", Stockholm School of Economics, Department of International Economics and Geography Discussion Paper 6400, 1990.
- Anjaria, S.J., N. Kirmani and A.B. Peterson, "Trade Policy Issues and Development", International Monetary Fund, Occasional Paper, No. 38, Washington, 1985.
- Baldwin, Richard, "The Growth Effects of 1992", Economic Policy, No. 9, Cambridge University Press, 1989.
- Benston, George J., Gerald A. Hanweck and David B. Humphrey, "Scale Economies in Banking: A Restructuring and Reassessment", Journal of Money, Credit and Banking 14: 4, November 1989.
- Capie, Forrest and Gooffrey Wood, "Banking Structure and Banking Stability after 1992", City University, Department of Banking and Finance Discussion Paper Series, No. 71, 1989.
- Cecchini, Paolo, "The European Challenge 1992", Wildwood House, 1988.
- Commission of the European Communities, "Europe 1992: Europe World Partner", Information Memo issued on 19, October 1988.

- Commission of the European Communities, "The Economics of 1992", European Economy, No. 35, 1988.
- Cooper, Richard N., "Europe without Borders", Brookings Paper on Economic Activity, Vol. 2, 1989.
- Dietrich, J. Kimball, "Consequences of 1992 for Competition in Financial Services: Banking", Paper presented to the Conference on Financial Regulation and Monetary Arrangements after 1992, Gothenburg School of Economics, Manstrand and Gothenburg, Sweden, May 21 to 23, 1990.
- Dornbusch, Rudiger, "Europe 1992: Macroeconomic Implications", Brookings Paper on Economic Activity, Vol. 2, 1989.
- Fukao, Mitsuhiro, "Liberalization of Japan's Foreign Exchange Controls and Structural Changes in the Balance of Payments", Bank of Japan Monetary and Economic Studies, Vol. 8, No. 2, 1990.
- , "International Activities of Financial Institutions and Financial Frictions — A Japanese Perspective" (in Japanese), Japan Economic Journal, Forthcoming, 1990.
- General Agreement on Tariffs and Trade, "Review of Developments in the Trading System", Geneva, 1987.
- , "Review of Developments in the Trading System", Geneva, 1988.
- , "Review of Developments in the Trading System", Geneva, 1989.
- Grilli, Vittorio, "Financial Markets and 1992", Brookings Paper on Economic Activity, Vol. 2, 1989.
- , "Europe 1992, Issues and Prospects for the Financial Markets", Economic Policy, No. 9, Cambridge University Press, 1989.
- Kasuya, Munehisa, "Costs Structure in Japanese Banking — Efficiency, Technological Change and Factor Substitution" (in Japanese), Bank of Japan Monetary and Economic Studies, Vol. 8, No. 2, 1989.
- Kelly, Margaret, Naheed Kirmani, Miranda Xafa, Clemens Boonekamp and Peter Winglee, "Issues and Developments in International Trade Policy", International Monetary Fund, Occasional Paper, No. 63, 1988.
- Krugman, P.R., "Industrial Organization and International Trade", National Bureau of Economic Research, Working Paper, No. 1957, Cambridge, Massachusetts, June 1986.
- Lawrence, Robert Z., "How Open Is Japan?", Paper presented for the Tokyo Club meeting, June 1990.
- Lipsey, Robert E., "American Firms Face Europe: 1992", NBER Working Paper Series, No. 3293, National Bureau of Economic Research, 1990.
- Ministry of International Trade and Industry of the Japanese Government, "White Paper on International Trade for F.Y. 1990" (in Japanese), 1990.
- Montgomery, John O., "Market Segmentation and 1992: Toward a Theory of Trade in Financial Services", Paper presented to the Conference on Financial Regulation and Monetary Arrangements after 1992, Gothenburg School of Economics, Manstrand and Gothenburg, Sweden, May 21 to 23, 1990.
- Norman, Victor D., "EFTA and the Internal European Market", Economic Policy, No. 9, Cambridge University Press, 1989.
- OECD, "Costs and Benefits of Protection", Paris, 1985.
- , "Structural Adjustment and Economic Performance", Paris, 1987.
- , "Surveillance of Structural Policies", Report by the Economic Policy Committee, Paris, 1989.
- , "Progress in Structural Reform", Supplement to OECD Economic Outlook 47, 1990.
- Padoa-Schioppa, Tommaso, "Financial and Monetary Integration in Europe: 1990, 1992 and Beyond", Group of Thirty Occasional Paper, No. 28, 1990.
- Peck, Merton J., "Industrial Organization and the Gains from Europe 1992", Brookings Paper on Economic Activity, Vol. 2, 1989.
- Price Waterhouse, "The Cost of Non-Europe in Financial Services", 1988.
- Richardson, J. David, "Empirical Research on Trade Liberalization with Imperfect Competition: A Survey", OECD Economic Studies, No. 12, 1989.

- Romer, P., "Dynamic Competitive Equilibria with Externalities, Increasing Returns and Unbounded Growth", Ph. D. thesis, University of Chicago, 1983.
- , "Increasing Returns and Long Run Growth", *Journal of Political Economy*, 1986.
- , "Growth Based on Increasing Returns to Scale due to Specialization", *American Economic Review*, 1987.
- Smith, A. and A.J. Venables, "Completing the Internal Market in the European Community", *European Economic Review*, 1988.
- Stoeckel, Andrew, David Pearce and Banks, "Western Trade Blocs", Centre for International Economics, 1990.
- The Twentieth Century Fund Task Force, "The Free Trade Debate", Reports of the Twentieth Century Fund Task Force on the Future of American Trade Policy, Priority Press Publications, 1989.
- UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development), "Trade and Development Report 1988", United Nations, New York, 1988.
- , "Trade and Development Report 1989", United Nations, New York, 1989.